

商品概要説明書

一般財形貯金

(平成31年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・一般財形貯金												
2. ご利用いただけ る方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）												
3. 期 間 (預入期間)	・3年以上												
4. 預入方法 (1) 預入方法	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与												
(2) 預入金額	・1回あたり1円以上の金額												
(3) 預入単位	・1円単位												
(4) 預入貯金の種 類	・預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期貯金とします。												
5. 払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。												
6. 利 息 (1) 適用金利	・預入時または継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。												
(2) 利払頻度	・払戻時に一括して支払います。												
(3) 計算方法	・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。												
(4) 税 金	・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。												
(5) 金利情報の入 手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。												
7. 手 数 料	—												
8. 付加できる特約 事項	—												
9. 中途解約時の取 扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table> <tr> <td>・6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>・6か月以上1年未満</td> <td>約定利率（2年以上）×40%</td> </tr> <tr> <td>・1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率（2年以上）×50%</td> </tr> <tr> <td>・1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率（2年以上）×60%</td> </tr> <tr> <td>・2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率（2年以上）×70%</td> </tr> <tr> <td>・2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率（2年以上）×90%</td> </tr> </table>	・6か月未満	解約日における普通貯金利率	・6か月以上1年未満	約定利率（2年以上）×40%	・1年以上1年6か月未満	約定利率（2年以上）×50%	・1年6か月以上2年未満	約定利率（2年以上）×60%	・2年以上2年6か月未満	約定利率（2年以上）×70%	・2年6か月以上3年未満	約定利率（2年以上）×90%
・6か月未満	解約日における普通貯金利率												
・6か月以上1年未満	約定利率（2年以上）×40%												
・1年以上1年6か月未満	約定利率（2年以上）×50%												
・1年6か月以上2年未満	約定利率（2年以上）×60%												
・2年以上2年6か月未満	約定利率（2年以上）×70%												
・2年6か月以上3年未満	約定利率（2年以上）×90%												
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が												

<p>貯金保険により保護されます。</p>	
1 1. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
1 2. その他参考と なる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。